

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

※家庭的保育事業等とは、「家庭的保育事業」「小規模保育事業A型・B型・C型」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」です。

※各基準の内容は、条例制定の際の参酌等基準である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)の内容(抜粋)です。

項目	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業	類型 ※3
		A型	B型	C型	定員19人以下	定員20人以上		
保育所との 連携	利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。						当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従う
	一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。							
	二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。							
	三 当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。							
食事	利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。						従う	
	2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。							
	3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。							
	4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。							
	5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。							
食事の提供 の特例 (搬入)	次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、次項に規定する施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。						従う	
	一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。							
	二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。							
	三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。							
	四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。							
	五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。							
	2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。						従う	
一 連携施設								
二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等								
三 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）								
保育時間	家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとする。						参酌	
保育の内容	家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。						従う	
保護者との 連絡	家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。						参酌	

項目	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業	類型 ※3
		A型	B型	C型	定員19人以下	定員20人以上		
設備の基準	乳幼児の保育を行う専用の部屋 面積：9.9㎡以上 乳幼児が3人を超える場合は、 3.3㎡/1人を追加	0,1歳 乳児室又はほふく室 面積：3.3㎡/1人 2歳 保育室又は遊戯室 面積：1.98㎡/1人		0,1歳 乳児室又はほふく室 面積：3.3㎡/1人 2歳 保育室又は遊戯室 面積：3.3㎡/1人	0,1歳 乳児室又はほふく室 面積：3.3㎡/1人 2歳 保育室又は遊戯室 面積：1.98㎡/1人	0,1歳 乳児室1.65㎡/1人 ほふく室3.3㎡/1人 2歳 保育室又は遊戯室 面積：1.98㎡/1人	—	参酌
屋外遊技場	同一の敷地内に乳幼児の屋外に おける遊戯等に適した広さの庭 (付近にあるこれに代わるべき 場所を含む。) 面積：3.3㎡/1人(2歳)	屋外遊技場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。) 面積：3.3㎡/1人(2歳)					—	参酌
職員	家庭的保育者(※1)、嘱託医及 び調理員(※2)を置かなければ ならない。	保育士、嘱託医及び調理員(※ 2)を置かなければならない。	保育士その他保育に従事する職 員として市町村長が行う研修を 修了した者、嘱託医及び調理員 (※2)を置かなければならな い。	家庭的保育者(※1)、嘱託医及 び調理員(※2)を置かなければ ならない。	保育士その他保育に従事する 職員として市町村長が行う研 修を修了した者、嘱託医及び 調理員(※2)を置かなければ ならない。	保育士、嘱託医及び調 理員(※2)を置かなけ ればならない。	家庭的保育者(※1)	従う
職員数	家庭的保育者一人が保育するこ とができる乳幼児の数は、三人 以下とする。ただし、家庭的保 育者が、家庭的保育補助者とと もに保育する場合には、五人以 下とする。	0歳児 3人につき1人 1,2歳児 6人につき1人 ※上記以外に1名必要 ※B型においては半数以上保育士である事		家庭的保育者一人が保育するこ とができる乳幼児の数は、三人 以下とする。ただし、家庭的保 育者が、家庭的保育補助者とと もに保育する場合には、五人以 下とする。	0歳児 3人につき1人 1,2歳児 6人につき1人 ※上記以外に1名必要 ※半数以上は保育士である事	0歳児 3人につき1人 1,2歳児 6人につき1人	家庭的保育者一人が保育する ことのできる乳幼児の数は一 人とする	従う

※1 家庭的保育者：市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

※2 調理業務の全部を委託又は搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。

※3 従う：「従うべき基準」 参酌：「参酌すべき基準」